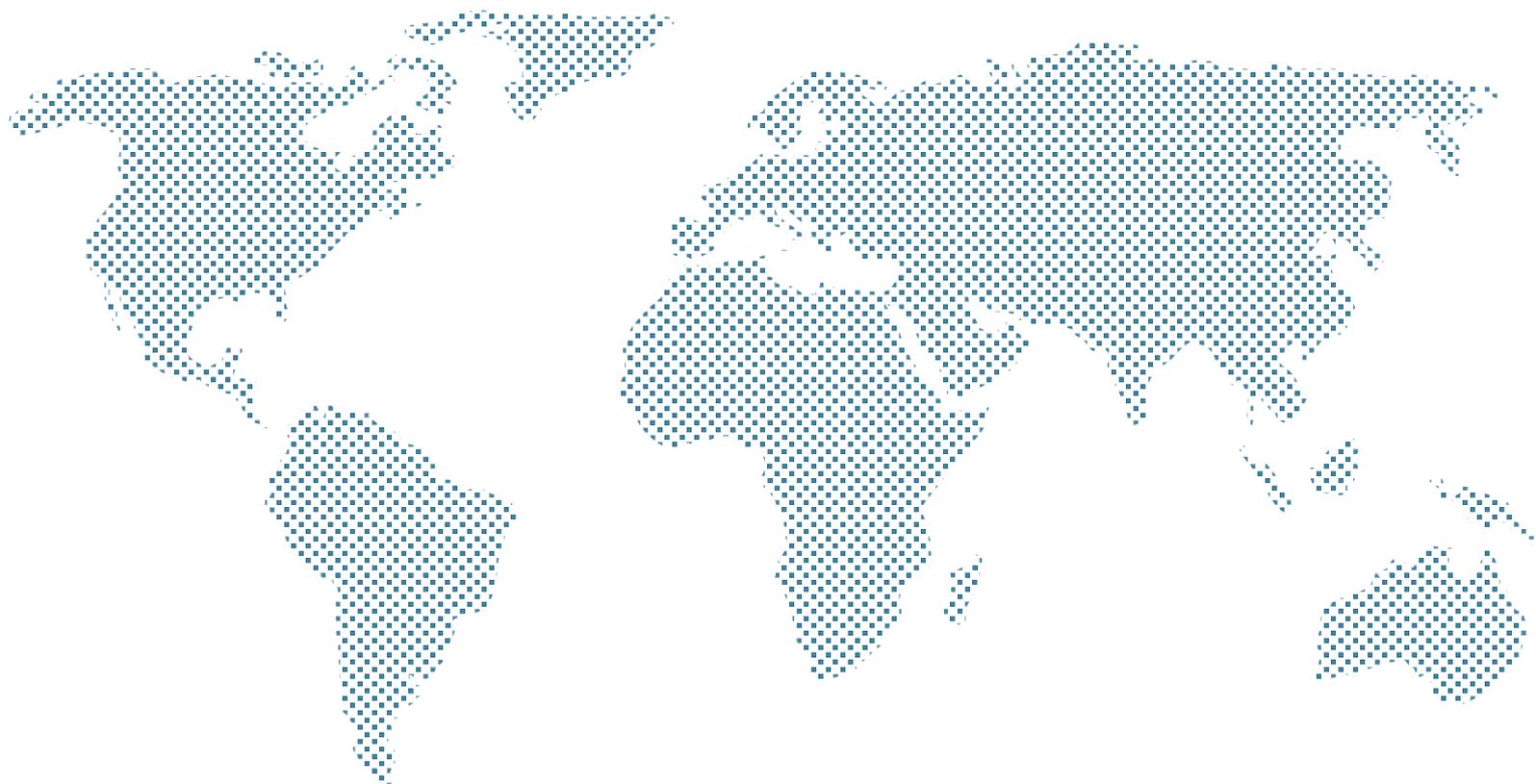


秋田県国際交流協会（A I A）

# 多文化共生推進アクションプラン

2026～2029



公益財団法人秋田県国際交流協会



秋田県国際交流協会(AIA)  
多文化共生推進アクションプラン  
2026(R8)年－2029(R11)年

目 次

はじめに

**I これまでの取組と評価**

1 多文化共生の推進	1
2 民間団体等の活動の活性化	2
3 国際交流等の情報や機会の提供	2

**II 多文化共生に係る秋田県の現状**

1 増加する外国人住民	4
2 日本語の学習環境	6

**III 活動の方向性と基本方針**

1 社会情勢と活動の方向性	7
2 協会活動の基本方針	7

**IV 活動分野と展開する事業内容**

1 「コミュニケーション支援」に係る活動	8
(1) 多言語化の推進と相談体制の充実	
(2) 日本語教育の推進	
2 「生活支援」に係る活動	9
(1) 外国人を支援する人材の確保・育成	
(2) 災害時等における支援体制の充実	
3 「意識啓発・醸成」に係る活動	10
(1) 多文化共生に係る意識啓発	
(2) 多文化共生に係る交流活動等の支援	
4 組織・法人の円滑な運営	11
(1) 新公益法人会計基準への対応	
(2) 第三セクターとしての法人運営	

**V 活動に係る目標**

1 人材育成研修等の実施回数と満足度	12
2 あきた国際フェスティバルへの参加者数	12
3 協会 SNS へのアカウントリーチ数	12

<参考1> 新プランの活動体系 ～旧プランとの対比～	13
----------------------------	----

<参考2> 在留資格の種類概要	14
-----------------	----

## はじめに

公益財団法人秋田県国際交流協会では、これまで中長期間にわたる活動の具体的指針として次のとおり計画を定め、法人の定款に定める「秋田県の国際化の推進」と「多文化共生のまちづくり」実現の一助となるよう、様々な取組を行ってきました。

- ・2009(平成 21)～2018(平成 30)年度「秋田県国際交流協会活性化プラン」
- ・2019(平成 31)～2021(令和 03)年度「秋田県国際交流協会活動プラン」
- ・2022(令和 04)～2025(令和 07)年度「(第 2 期)秋田県国際交流協会活動プラン」

また、当協会は 2013(平成 25)年度に公益法人法<sup>※1</sup>による認定を受け、“県民の国際交流・国際理解の推進及び在住外国人の支援等に関する事業”を行う公益財団法人へ移行したことから、その活動の趣旨に従って、様々な公益目的事業を実施し法人運営を行ってきました。

こうした中、今般、現行の活動プランが計画期間を終了するため、当該プランによる活動成果を検証したうえ、新たな中期活動計画として「多文化共生推進アクションプラン(仮称)2026-2029」を策定することとしました。

このアクションプラン(以下「新プラン」)は、計画期間を 2026(令和 8)年度から 2029(令和 11)年度までの 4 年間とし、協会活動の方向性や、この間、取り組んでいくべき具体的な事業内容を確認するとともに、活動の指針とするために策定するものです。

この新プランに基づき、県民の異文化理解や多文化共生の意識をより一層高めるとともに、秋田で暮らす外国人にとっても安心して生活できる、魅力ある秋田県となるよう、持続的に取り組んでいきます。

※1:「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号)

## I これまでの取組と評価

2022～25 年度の(第 2 期)活動プラン(以下「旧プラン」)においては、「多文化共生の推進」、「民間団体等の活動の活性化」、「国際交流等の情報や機会の提供」という 3 つの活動分野を柱として据え、それぞれの分野における特定の活動において数値目標を定め、取組を進めてきたところです。その結果と評価については次のとおりです。

### 1 多文化共生の推進

この分野においては、県内で生活する外国人を支援する上で重要な役割を担ってもらう県民のボランティア(「あきた日本語サポーター」など)の確保と、そうした人材が外国人住民の支援等において必要な知見やスキル等を身に付けてもらえるような研修会等を着実に実施するため、二つの目標を掲げて取り組んできました。

【表 1】

指標 年度	あきた日本語サポーター 登録者数 (単位:人)		多文化共生に係る担い手育成 研修等の実施回数 (単位:件)	
	実績	目標値	実績	目標値
2025(R7)年度※	[159]	100	[30]	23
2024(R6)年度	146	98	27	22
2023(R5)年度	118	96	26	21
2022(R4)年度	105	93	23	20
2021(R3)年度	90 [基準値]		19 [基準値]	

※2025(R7)年度の〔実績値〕は 2026 年 2 月末時点

「あきた日本語サポーターの登録者数」および「多文化共生に係る担い手育成研修等の実施回数」については、表1のとおり目標に掲げた数値を各年度において上回る結果となっており、国際交流や外国人住民への支援に関わる人材の確保とその育成に資する取組については、着実に実績を積み上げることができたと言えます。

今後は、これらの人材をどう有効に活用していくかという視点での取組が求められるものと考えます。

## 2 民間団体等の活動の活性化

この分野では、国際交流に関わる活動を行っている県内の民間団体が当協会のネットワークに加入（登録）することにより、当協会だけでなく他団体との連携の可能性も広げることなどを目標に掲げて取り組んできましたが、結果として表2のとおり目標に届かず、むしろ低減傾向となっています。

その要因としては、民間団体の主宰者の高齢化や会員数の減少などにより、国際交流団体自体の数が減少してきていることや、SNSなどの情報発信・共有ツールの普及や多様化などに伴い、協会のネットワークを活用しなくとも、独自に情報発信や他団体との連携が可能になってきたことなどが挙げられます。

この傾向は今後も続いていくものと予測されるため、各団体の活動の維持や活性化に向けた協会の役割等について、今後、検討していく必要があります。

【表2】

年度	ネットワーク団体登録数 (単位：団体)		ウェブサイトアクセス数 (単位：件)	
	実績	目標値	実績	目標値
2025(R7)年度※	[72]	84	[45,984]	28,500
2024(R6)年度	71	83	38,270	28,000
2023(R5)年度	75	82	33,040	27,500
2022(R4)年度	79	81	28,134	27,000
2021(R3)年度	81 [基準値]		26,598 [基準値]	

※2025(R7)年度の〔実績値〕は2026年2月末時点

## 3 国際交流等の情報や機会の提供

この分野においては、協会のウェブサイトを始め、フェイスブック（Facebook）やインスタグラム（Instagram）といったSNS（Social Networking Service）を通じて国際交流等に関する情報を共有・発信し、より多くの県民や外国人住民がアクセスしてくれることを目標に掲げて取り組んできました。

その結果、表2のとおり協会のウェブサイトへのアクセス数は着実に増加してきたほか、SNSにおける年間のリーチ数（投稿を見に来た実人数=アカウント数）やフォロワー数（定期的に閲覧する人）についても、表3のとおり確実に増加しています。

ただ、SNSについては、国や地域によって、よく使われるアプリケーションが大きく異なるため、様々な国から秋田へやってきて間もない外国人住民が、当協会のSNSにアクセスするまでにある程度の期間を要することには留意が必要です。

また、最近の国による調査※では、登録者総数はFacebookが多いものの、利用率ではInstagramの方が高くなってきているという結果が示されていることから、こうした点にも着目し取り組んでいく必要があるものと考えます。

※2023(令和5)年度「総務省情報通信政策研究所調査」による

【表3】参考データ

年度	フェイスブック（単位：人）		インスタグラム（単位：人）	
	リーチ数	フォロワー数	リーチ数	フォロワー数
2025(R7)年度	[9,917]	[1,214]	[6,869]	[581]
2024(R6)年度	14,362	1,196	5,890	419
2023(R5)年度	10,522	1,107	2,935	277

※2025(R7)年度の〔実績値〕は2026年2月末時点

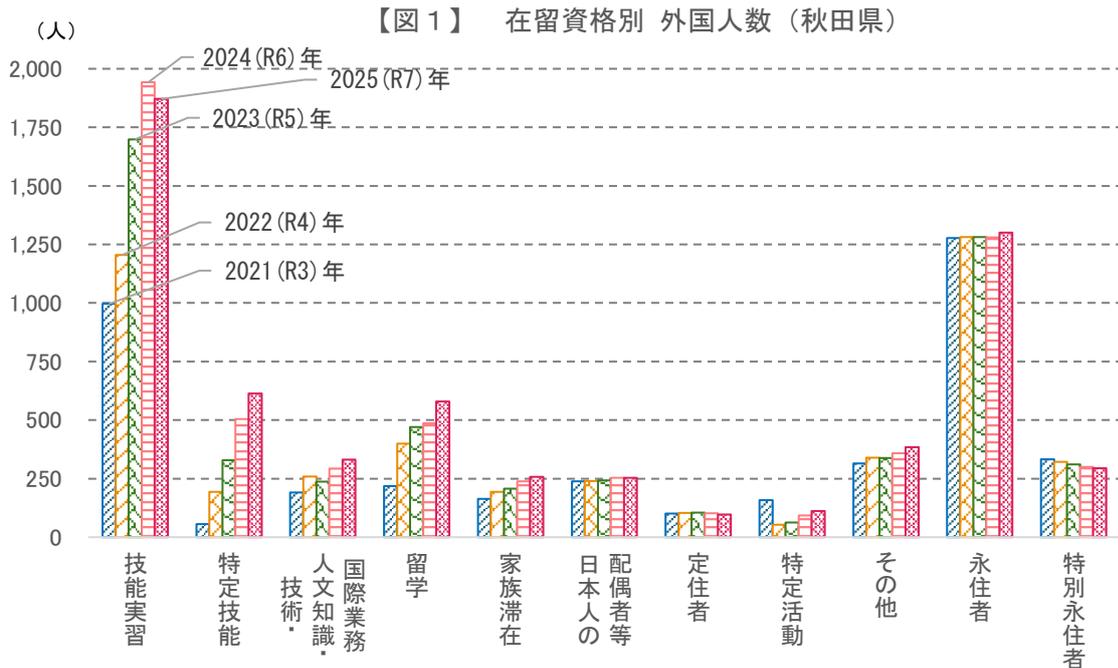
以上のおり、これまでの活動における幾つかの分野については、4年間の取組を通じて目標を上回る状態に達していることが確認できたほか、今後、留意すべき点等についても考察を加えることができましたので、これらの結果も参考に、今後の活動を組み上げていくよう努めていきます。

## Ⅱ 多文化共生に係る秋田県の現状

### 1 増加する外国人住民

出入国在留管理庁による統計データによると、2025(令和7)年6月末時点での県内の「在留外国人数」は6,097人と6千人を超え、前年同期(5,571人)に比べ526人、率にして9.4%増えました。

図1から分かるように、県内の外国人住民の数は4年連続で前の年より増加しており、2020(R2)年に新型コロナウイルス感染症の流行などで一時、減少したものの、その後は再び増加に転じ、過去5年間で1.5倍を超えるほどになっています。



		2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
在留外国人数		4,045	4,589	5,280	5,851	※6,097
中長期滞在者	技能実習	996	1,205	1,699	1,942	1,871
	特定技能	56	193	328	505	614
	技・人・国	191	259	237	293	331
	留学	218	400	470	486	579
	家族滞在	163	184	207	238	258
	日本人の配偶者等	238	240	242	253	254
	定住者	101	104	105	102	97
	特定活動	158	53	62	93	112
	その他	315	349	338	359	385
	永住者	1,277	1,281	1,281	1,280	1,301
特別永住者	332	321	311	300	295	

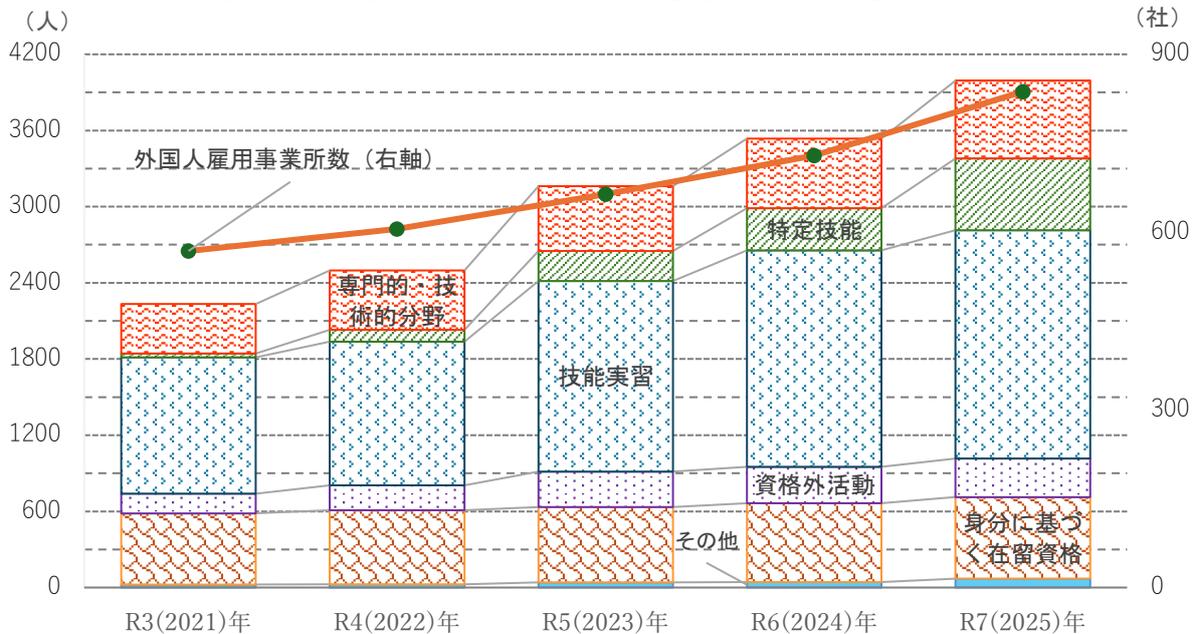
※毎年12月(R7年は6月)末時点での人数（出典：出入国在留管理庁）。在留資格の定義はp.14を参照。

背景には、少子高齢化が急速に進行している秋田県において、主に産業界の労働力不足を背景に海外からの人材受入が進んでおり、県内の地域産業を支える担い手とし

て外国人の労働者への依存度が高まってきています。このことは、図2（厚生労働省の統計データ）において、外国人労働者数が、過去5年間で2,233人から3,993人と約1.8倍、外国人を雇用する事業所数が568社から837社と約1.5倍になっていることから裏付けられます。

なお、本県における在留外国人数及び外国人労働者数は、共に2025(令和7)年時点では、47都道府県の中で最も少ない状況にあります。

【図2】在留資格別 外国人労働者数及び雇用事業者数の推移（秋田県）



	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
外国人労働者数	2,233	2,498	3,161	3,536	3,993	
(内訳)	専門的・技術的分野	390	468	511	547	613
	特定技能	30	93	235	334	565
	技能実習	1,074	1,132	1,501	1,705	1,799
	資格外活動	154	195	281	287	303
	身分に基づく在留資格	561	584	593	620	643
	その他	24	26	40	43	70
外国人雇用事業所数	568	605	664	729	837	

※毎年10月末時点での人数及び事業所数（出典：厚生労働省職業安定局）

外国人労働者の増加については国内全体の傾向でもあり、国では、現行の技能実習制度に係る法律を改め、2027(令和9)年度から人手不足分野における外国人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」に切り替えることとしています。

この制度では、3年間の育成就労期間において一定レベルの日本語能力を身に付けることなどを条件に、特定技能（特定分野で即戦力として活躍できる）への移行や同一分野の他の事業所への転籍が認められるなど、従来の技能実習制度において指摘されてきた課題を踏まえ、外国人労働者を単なる「労働力」ではなく「育成すべき就労者」とする制度へと改善等が図られます。



### Ⅲ 活動の方向性と基本方針

#### 1 社会情勢と活動の方向性

上述のとおり、外国人住民の増加と多国籍化の進展とともに、SDGsの取組に象徴されるような多様性や包摂性のある社会を目指す動きなどが相まって、いわゆる「多文化共生」という概念は一般的に広く浸透してきていると思われまます。しかしながら、一方では、国内外を問わず、外国人（移民）政策に対する様々な批判や排外主義的な動き、あるいは差別的な言動などは以前にも増して拡大し顕在化してきているように見えます。

当協会は、そうした社会情勢を踏まえた上、これまで取り組んできた「秋田県の国際化の推進」と「多文化共生のまちづくり」へ寄与するという法人の理念を改めて確認し、県民の国際交流や異文化理解の深化に係る様々な取組を支援するとともに、外国人住民の生活する場としての秋田県を少しでも住みよい環境にしていくという方向性を堅持していくことが肝心であると考えます。

#### 2 協会活動の基本方針

##### ～～ 国際交流を通じた多文化共生の地域づくりへの貢献 ～～

県民と外国人住民が、異なる文化的背景を互いに理解し認め合いながら、共に地域社会の生活者として安心して暮らしていくことができるよう、国際交流に係るこれまでの取組を継続し発展させていくとともに、外国人住民に対する日本語教育の推進を重点事項の一つとして位置づけ、活動していきます。

旧プランでは、「多文化共生の推進」、「民間団体等の活動の活性化」、「国際交流等の情報や機会の提供」という3つのテーマで協会の活動を分類し取組を進めてきましたが、新プランにおいては、国の「地域における多文化共生推進プラン（改訂版）<sup>※2</sup>」で示されている枠組を参考に、

①「コミュニケーション支援」、②「生活支援」、③「意識啓発・醸成」、という3つの分野に活動を再編し、実施していくこととします。

また、2025(令和7)年4月から、改正された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人法）」が施行され、法人の運営面に係る諸環境も変わってきているところですので、上記の区分に

④「組織・法人運営」という分野を加えます。

なお、これら4つの分野に再編する協会の各事業は、公益法人法により認定を受けた内容に基づいてこれまで実施してきたところですので、基本的にその趣旨や内容は継承していきます。（以上についてはp.13〈参考1〉を参照）

さらに、日本語教育の環境整備に係る活動については、秋田県が国へ申請していた「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に令和7年3月、採択されたことから、当該事業を受託する当協会では、この事業を新プランにおいて明確に位置付け、重点的に取り組んでいくこととします。

※2:「総務省自治行政局国際室長通知」令和2年9月10日付 総行国第100号

## IV 活動分野と展開する事業内容

### 1 「コミュニケーション支援」に係る活動

県内で外国人住民が生活していく上で必要となる様々なルール（制度）や慣習、情報をできるだけストレスなく理解してもらえるよう、多言語ややさしい日本語で情報発信・提供を行うとともに、相談体制や日本語を学ぶ環境を整えることを通じて、県民と外国人住民との円滑なコミュニケーションが促進されるような取組を行っていきます。

#### (1) 多言語化の推進と相談体制の充実

※以下、【 】内は事業予算上の名称

##### 【外国人相談センター運営事業（県受託事業）】

- 外国人住民の日常生活上の悩みや手続き等の情報提供など、どこに聞けばいいかわからないというような相談については、協会内に総合相談窓口として設置している「外国人相談センター」において、日本語、中国語、英語、韓国語、タガログ語、ベトナム語で対応していきます。

##### 【セーフティネット構築事業】

- 外国人相談センターの利用等について市町村や教育機関へ周知を行うほか、よくある相談内容を取りまとめた「外国人そうだんQ&A」を多言語で作成し配付するとともに、その内容については、常に最新の状態となるよう定期的に改訂していきます。

##### 【多様な媒体を活用した情報提供・発信事業】

- 外国人住民が必要とする生活情報や制度改正等の情報を、日本語、中国語、英語、韓国語等に翻訳し、協会のウェブサイトやFacebook等のネットワーク媒体及び情報誌（情報誌では、タガログ語やベトナム語、インドネシア語等でも作成）などを活用して提供します。

#### (2) 日本語教育の推進

##### 【日本語教育環境整備推進事業（県受託事業）】、【日本語教育支援事業】

##### i) 日本語学習機会の提供等

- ① 日本語の学習を希望していても地理的条件等により日本語教室に通えない外国人住民を想定し、オンラインでの日本語教室を開設するとともに、そこで学習者と学習支援者が共に使用するオンライン補助教材を併せて開発します。
- ② 日本語の学習を希望する外国人住民が、適切な学習環境に容易にアクセスできるよう、県内の日本語教育に関する情報を一元化した専用のウェブサイトを制作します。
- ③ 協会に配置されている総括コーディネーターが日本語教室の開催されていない市町村等を巡回訪問し、個別の事情等を把握しながら、必要な支援等について検討するとともに、市町村が主体となった積極的な取組を支援していきます。
- ④ 総括コーディネーターの配置について県内に周知を図るとともに、県内の日本語教室を対象としたアンケート調査等を継続して行い、地域における日本語教育の最新の状況とニーズを把握するほか、総括コーディネーター等と協働して日本語教育の環境整備に取り組むエリアコーディネーターを各地域に配置し、迅速かつ効率的に相談対応できる環境を整えていきます。

##### ii) 日本語教育の水準の維持・向上

- ① 協会に登録している「あきた日本語サポーター」〔2-(1)-①〕を、資格や支援

経験、研修受講歴等に基づきランク付けするなど可視化し、日本語学習者や日本語教室等の依頼内容に応じてマッチングできるような「人材バンク」として再整備し運用していきます。

- ② 人材バンクの運用と合わせた体系的な研修制度の在り方について検討した上、新たな体系による養成研修を実施していきます。
- ③ 日本語学習支援に関わる人材が必要な知識・技能・専門性を養うことのできる講座を、県内各地域を巡回して開催します。

### iii) 日本語教育等に関する理解と関心の醸成

- ① 「やさしい日本語」を学ぶ研修会の開催や講師の派遣などを行い、外国人の受入側となる自治体や企業、県民のコミュニケーションに関する意識啓発と日本語学習支援の質の向上を図っていきます。
- ② 高校生や大学生などの学生ボランティアを育成する取組を支援し、若年層における国際理解の促進を図るとともに、将来の日本語教育人材の確保を目指していきます。

## 2 「生活支援」に係る活動

外国人住民との積極的な交流に関心のある県民の確保や彼らの支援に関わる人材の育成に取り組むとともに、近年、頻度が高くなってきている自然災害の発生時等において様々な活動や支援が円滑に行えるよう、有用なツール等の作成・配布や情報共有・伝達体制の整備等を進めていきます。

### (1) 外国人を支援する人材の確保・育成

【AIA サポーターバンク運営事業】、【日本語教育支援事業】(再掲)

- ① 外国人住民に日本語を教えられる方や日本語学習支援に関心の高い方を「あきた日本語サポーター」として登録し、指導者を必要としている企業や個人とのマッチングを行います。
- ② 語学力がある方や異文化理解について造詣が深い県民等を「AIA コミュニティサポーター」として登録し、通訳や翻訳、文化紹介などの依頼に応じて適切な人材を派遣します。
- ③ 秋田県内の大学等に所属する留学生に日本文化や秋田の家庭の日常生活を体験してもらうための「ホストファミリーボランティア」を募集・登録し、派遣やマッチングを行うほか、ホストファミリーを対象とする相談会などを行いながら新規ボランティア登録の促進を図ります。
- ④ 日本語での会話力の上達や地域住民との交流を求める外国人住民の会話のパートナーとなる「おはなしボランティア」を募集・登録し、マッチングを行います。
- ⑤ 「AIA コミュニティサポーター」やその他のボランティアを対象に、実践で役立つ通訳・翻訳技術の向上等を目的とした研修会を開催します。

### (2) 災害時等における支援体制の充実

【セーフティネット構築事業】(再掲)

- ① 災害時等における外国人住民への情報伝達手段として有効な「やさしい日本語」について、様々なイベント等を通じて県民への周知を行うほか、関係者等との連携により意識啓発を行っていきます。
- ② 多言語で表記した災害発生時の HELP カードや防災ハンドブックなどを制作・配付し、災害時等における外国人支援について周知に努めます。

- ③ 保健・教育機関等からの相談（原則として、医療機関は除く）において、言語や文化面での仲介役が必要と判断される案件には、AIA コミュニティサポーターを通訳として帯同させ、円滑に相談等を行うことができるよう配慮します。

#### 【外国人相談センター運営事業（県受託事業）】（再掲）

- ① 法律上の根拠や判断等が求められる高度に専門的な相談に対応するため、出入国在留管理局の職員や弁護士による「外国人のための専門相談会」を、毎年、定期的で開催します。
- ② 大規模災害が発生した際に県との協定に基づき設置される「災害多言語支援センター」について、その運営を円滑に行い、関係先との良好な連絡・協力体制が構築できるよう、日頃から県・市町村の担当部署や地域日本語教室、警察、社会福祉協議会等と情報共有を行っていきます。

### 3 「意識啓発・醸成」に係る活動

協会内のスペースをはじめ、県民が外国人住民と気軽に交流できるような場の提供や機会の創出を行いながら、多文化共生に関する認識や理解を深めてもらうとともに、人口減少・少子高齢化が進行する本県において、地域の維持や活性化に貢献できるような取組を行っていきます。

#### （1）多文化共生に係る意識啓発

##### 【異文化交流スペースの運営・管理事業】

- ① 外国人住民と県民が自由に交流できるスペースを協会内に設置し、毎月第2・第4木曜日及び隔月の第3土曜日並びに夏期休暇期間中に、協会の内外において、県のCIR（国際交流員）やコミュニティサポーター等を活用した「インターナショナルデイ」を開催するとともに、外国の文化を紹介する企画展示を定期的に行います。
- ② 協会内に設置しているユニセフ・ライブラリーから図書を貸し出すほか、県内の国際交流団体等からの申し込みに応じて、世界各国の民族衣装や国旗の貸出を行います。

##### 【AIA 訪問受入事業】

- 児童・生徒の職場訪問や高校生・大学生等のインターンシップ希望者を協会でも受け入れ、多文化共生や国際協力に関する理念や活動等の説明を行うなどして、理解を深めてもらいます。

#### （2）多文化共生に係る交流活動等の支援

##### 【あきた国際活動民間団体ネットワーク推進事業】

- 国際交流・国際協力・多文化共生などの活動を行っている団体に対し、あきた国際活動民間団体ネットワーク「あきたエアネット（AIR）」への登録を促すとともに、登録団体から提出される活動報告書については、県民に広く知ってもらえるよう、協会のウェブサイトやFacebookに掲載します。

##### 【あきた国際フェスティバル開催事業】

- 県内の外国人住民や国際交流団体等が、それぞれの母国や関係する国・地域の文化等を紹介し県民と交流する場となる「あきた国際フェスティバル」を開催し、県民の国際交流に対する意識や異文化理解の深化を促進します。

#### 【国際活動助成金交付事業】

- 国際交流や国際協力、国際理解ならびに多文化共生社会の推進のため地域に密着した活動を行う民間団体等の活動費の一部を助成することにより、民間団体等の主体的な取組を支援します。

#### 【多様な媒体を活用した情報提供・発信事業】（再掲）

- 協会のウェブサイトや SNS を活用し、協会の活動内容を随時紹介するほか、県内の市町村や国際交流団体が実施するイベントなど、国際交流に関する情報を広く発信していきます。

#### 【青少年等国際交流推進事業（仮称）（県受託事業）】

- 新型コロナウイルス感染症の流行や国際情勢の悪化等を機に中断している諸外国との交流について、今後、状況が改善した場合には、文化やスポーツなど様々な分野において訪問団等の派遣あるいは受入（研修員等含む）を再開し、県民の国際理解等の推進を図ります。

## 4 組織・法人の円滑な運営

2024(令和6)年5月に改正され2025(令和7)年4月から施行された公益法人法(公益認定法)等に基づき、より効率的・効果的に公益事業を展開していくよう努めるとともに、透明性や安定性を保った法人・組織運営を行っていきます。

### (1) 新公益法人会計基準への対応

- 2025(令和7)年4月から施行された改正公益法人法に基づき、公益法人として認定継続を希望する法人は2028(令和10)年度までに新たな会計基準(いわゆる「令和6年基準」)に適合するよう、移行手続きを進めなければなりません。  
移行時期については、2025(令和7)年度から3年間の経過措置期間が設けられているため、当協会としては、2027(令和9)年度に新会計基準へ移行することとして準備を進め、移行後も事務ミス等が生じないように努めます。

### (2) 第三セクターとしての法人運営

- 当協会は基本財産の50%以上を秋田県が出資している第三セクターであることから、出資者による経営評価等も念頭に置いた運営を行っていきます。  
なお、県の「第5次 第三セクターの経営健全化等に関する行動計画(三セクの行動計画)」(令和8~11年度)では、旧プランにおいて数値目標として掲げていた「多文化共生を推進する人材の育成研修等の実施回数」〔I-1、表1〕が、引き続き評価指標として採用されますので、新プランでは、これに「研修等への参加者の満足度」を加え、活動を推進していく上での目標とします。  
(⇒V-1 参照)

## V 活動に係る目標

旧プランにおいては、既述のとおり数値目標として4つの指標に着目し取り組んできましたが、新プランでは、次の3つの指標についてそれぞれ目標値を設定し取り組んでいきます。

### 1 人材育成研修等の実施回数と満足度

1-(2)や2-(2)の分野で実施する「人材育成等に関わる事業」については、旧プランの期間における実績等を参考に、毎年一定回数以上、実施していくことを目標とします。

また、それらの研修等の参加者にアンケートを実施し、高く評価してくれた人の割合（≒満足度）を一定値以上に保つことを目標とします。

---

---

**【人材育成研修等の実施回数：30回／年以上、満足度：平均95%以上】**

---

---

### 2 協会 SNS へのアカウントリーチ数

1-(1)や3-(2)において実施する協会のウェブサイトや SNS による「情報の発信・提供」に関しては、外国人住民向けの防災関係の情報も含まれます。

Facebook や Instagram だけで対象者全てをカバーできませんが、できるだけ多くの方に見てもらうことが重要ですので、特に近年利用率が高くなってきているとされる Instagram を閲覧したリーチ・アカウント数（実人数）に着目し、発信回数やタイミング、デザイン等に工夫を凝らし、着実に増やしていくことを目指します。

---

---

**【R11 年度の Instagram リーチ・アカウント数：1 万人以上（毎年、前年比 800 人増）】**

---

---

〔各年度の目安（人）：R8 年 7,600、R9 年 8,400、R10 年 9,200、R11 年 10,000〕

---

---

### 3 あきた国際フェスティバルへの参加者数

3-(2)の分野で実施する「あきた国際フェスティバル」については、多くの県民に多様な文化に接してもらったり外国人住民と交流してもらったりできるよう、これまでの実績も踏まえ、運営方法等にも工夫を凝らすなどして、毎回、一定数以上の参加者となることを目指します。

〔過去の参加者数：R5 年度 1,314 人、R6 年度 1,380 人、R7 年度 1,401 人〕

なお、会場の許容量に鑑み、各ブースの見学・説明や出展者との交流等に支障をきたすことのないよう配慮して取り組みます。

---

---

**【フェスティバルへの参加者\*数：1,500 人／回以上】**

---

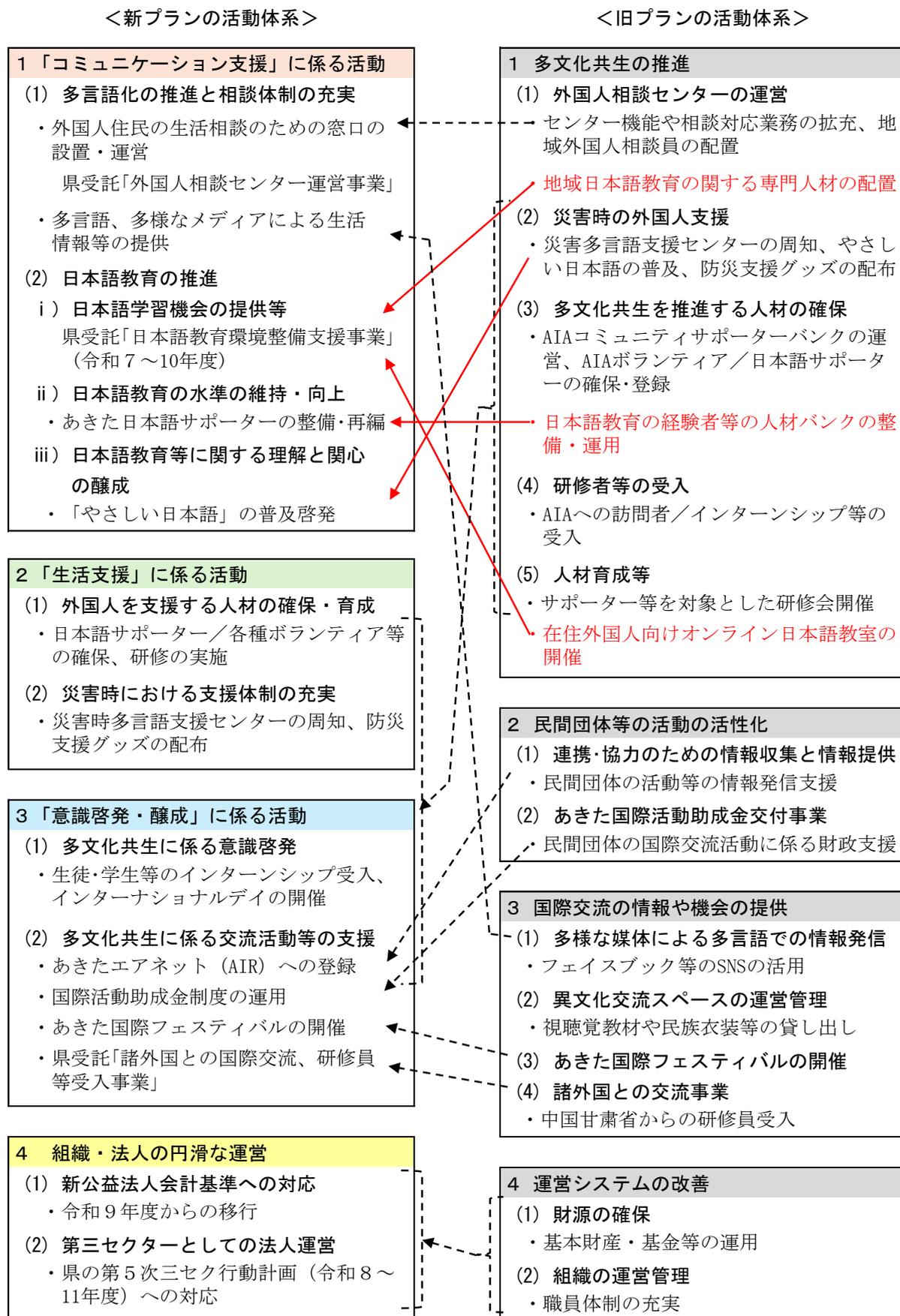
---

※参加者には、来場者のほかブース出展者、パフォーマンス実施者、ボランティアスタッフ等も含む

---

---

<参考1> 新プランの活動体系 ~旧プランとの対比~



<参考2> 在留資格の種類概要

2026年1月現在

居住資格	活動資格		
地位や身分に基づく活動制限の少ない資格で、就労については制限がない。	特定の活動を行うことを目的として与えられる資格で活動内容や在留期間などの制限がある。なお、一部の資格については、許可を受ければ、一定の範囲内で就労が認められる。		
永住者、 永住者の配偶者等、 定住者、 日本人の配偶者等	<table border="1"> <tr> <td>外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、 研究、教育、技術・人文知識・国際業務、 企業内転勤、医療、介護、興行、技能、 特定技能、技能実習</td> <td>&lt;原則、就労不可&gt; 研修、短期滞在、 文化活動、留学、 家族滞在、 特定活動</td> </tr> </table>	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、 研究、教育、技術・人文知識・国際業務、 企業内転勤、医療、介護、興行、技能、 特定技能、技能実習	<原則、就労不可> 研修、短期滞在、 文化活動、留学、 家族滞在、 特定活動
外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、 研究、教育、技術・人文知識・国際業務、 企業内転勤、医療、介護、興行、技能、 特定技能、技能実習	<原則、就労不可> 研修、短期滞在、 文化活動、留学、 家族滞在、 特定活動		

- ・永住者…法務大臣から永住の許可を受けた外国人
- ・定住者…法務大臣が一定の理由を考慮して一定期間の居住を認めた外国人（日系三世等）
- ・研修…日本の公私の機関に受け入れられ、技能などを習得するための在留資格
- ・短期滞在…観光やスポーツ、会議参加者、親族に会うなどを目的とした、90日以内の滞在に認められる在留資格
- ・文化活動…日本文化の研究者など収入の発生しない学術・芸術上の活動を行うための在留資格
- ・留学…教育機関（大学、専門学校等）において教育を受けることを目的とした在留資格
- ・家族滞在…「教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学」の在留資格をもって在留する外国人の扶養を受ける配偶者又は子のための在留資格
- ・特定活動…外交官の家事使用人やワーキングホリデーなど、法務大臣が個々の外国人に対して活動を指定して認める在留資格
 

文化活動、留学、家族滞在及び特定活動の在留資格については、「資格外活動の許可」を受けられた場合には、例外として一定の範囲内で就労が可能になる。
- ・技術・人文知識・国際業務(技・人・国)…外国人労働者が有している自然科学や人文科学などの専門知識や、外国の文化・言葉に関する専門的な技術や知識を必要とする業務を行うための在留資格
- ・高度専門職…高度な専門知識や技能を持つ外国人が日本で働くための在留資格で、活動内容によって「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類される。
- ・特定技能…日本国内で人手不足が深刻とされている特定産業分野（16分野）において特別な育成などを受けなくても即戦力として一定の業務をこなせる水準にある外国人材に与えられる在留資格で、「特定技能1号」（16分野）と「特定技能2号」（11分野）の2種類がある。
- ・技能実習…外国人が日本の企業等で実際に働きながら、母国では習得が難しい技能や技術、知識を学ぶための在留資格（2027年3月末で廃止、2027年4月～育成就労制度へ）
- ・特別永住者…戦前から日本に住んでいた朝鮮半島や台湾出身者とその子孫で、サンフランシスコ平和条約によって日本国籍を離脱したものの、日本での永住が認められる者。就労に制限がなく在留期間に制限がない点では通常の永住者と同様だが、日本国籍は有していない。

※「出入国在留管理庁」「労働基準監督署」等のWEB-site掲載内容等に基づき当協会において作成